

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第二十二号

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例

る条例

第一条 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（病院の施設及び構造の基準） 第七条（略）</p> <p>一 消毒施設及び洗濯施設（施行令第四条の八第一号又は第六号の業務を法第十五条の三第二項に規定する基準に適合する者に委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附 則</p> <p>第一条（略）</p>	<p>（病院の施設及び構造の基準） 第七条（略）</p> <p>一 消毒施設及び洗濯施設（施行令第四条の七第一号又は第六号の業務を法第十五条の三第二項に規定する基準に適合する者に委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附 則</p> <p>第一条（略）</p> <p>（療養病床の転換を行った場合の入所定員に関する経過措置） 第二条 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又</p>

第二條 (略)

は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。)を行つた場合における当該転換に係る介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員については、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床数として算定する。

第三條 (略)

(転換病床を有する病院の人員に関する経過措置)

第四條 精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設の全部又は一部を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条において同じ。)を行う旨を平成二十四年三月三十一日までの間に知事に届け出た場合における当該転換を行う病床(以下「転換病床」という。)を有する病院に置くべき看護師又は准看護師及び看護補助者の員数については、当該病院の病床を転換するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)に限り、第六条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 看護師又は准看護師 療養病床(転換病床を除く。)に係る入院患者の数を六をもつて除いた数と転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除いた数と精神病床(転換病床を除く。)及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除いた数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもつて除いた数とを合算した数(その数に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数を三十をもつて除いた数(その数に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)を加えた数
- 二 看護補助者 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を六をもつて

除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を九をもって除した数に二を乗じて得た数とを合算した数（その数に二に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

2| 第六条第二項の規定は、前項第一号に掲げる看護師又は准看護師の員数の算定について準用する。

（療養病床を有する病院の人員に関する経過措置）

第五条 療養病床を有する病院であつて健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八十二条第十六項に規定する介護療養型医療施設（前条第一項に規定する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。）であるもの又は療養病床を有する病院であつて看護師若しくは准看護師及び看護補助者の員数が第六条第一項第二号及び第三号に掲げる数に満たないもの（以下「特定病院」という。）の開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における当該病院に置くべき看護師又は准看護師及び看護補助者の員数については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、第六条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一| 看護師又は准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを合算した数（その数に二に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者を三十分をもって除した数（その数に二に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）を加えた数
 - 二| 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数（その数に二に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）
- 2| 第六条第二項の規定は、前項第一号に掲げる看護師又は准看護師の員数の算定について準用する。

第五条の二 前条第一項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年四月一日から同

第三条 (略)

年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における同項の規定の適用については、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

第六条 (略)

〔特定介護療養型医療施設である療養病床を有する診療所等に関する経過措置〕

第七条 療養病床を有する診療所であつて特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師若しくは准看護師と看護補助者の員数がそれぞれ第八条第一項第一号及び第二号に掲げる数に満たない療養病床を有する診療所（以下この条及び次条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所に置くべき看護師又は准看護師と看護補助者の員数については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、第八条第一項第一号及び第二号並びに前条の規定にかかわらず、それぞれ療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数（その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）とする。

第七条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年四月一日から同年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における同条の規定の適用については、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

第八条 附則第七条に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であつて特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師、准看護師及び看護補助者の員数が附則第六条により算定した員数に満たない療養病床を有する診療所（以下この条及び次条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所に置くべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、附則第六条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもって除した数（その数に一に満たない端数が生

<p>第四条・第五条 (略)</p>	<p>じたときは、その端数は一として計算する。」とする。ただし、そのうち一については看護師又は准看護師としなければならない。</p> <p>第八条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年四月一日から同年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における同条の規定の適用については、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。</p> <p>第九条・第十条 (略)</p>
--------------------	--

第二条 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第七條の二第九項(法第三十條の十二第一項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十八條並びに第二十一條第一項及び第二項の規定に基づき、病院の開設等の許可の申請があつた場合等における既存の病床数等の補正の基準、専属薬剤師の設置の基準並びに病院等の人員及び施設の基準を定めるものとする。</p> <p>(既存の病床数等の補正の基準)</p> <p>第三条 法第七條の二第九項(法第三十條の十二第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定による補正は、次に掲げる病院及び診療所(以下「国の所管に係る病院等」という。)について行うものとする。</p> <p>一―五 (略)</p> <p>2 法第七條の二第九項の規定による補正は、病床の種類ごとに、次の各号に掲げる国の所管に係る病院等の区分に応じて、当該各号に定める者の数を国の所管に係る病院等の病床の利用者の数から減じた数を、国の所管に係る病院等の病床の利用者の数で除した数(その数が〇・〇五以下であるときは零とする。)(に、本條の規定により補正を行う前の既存の病床数(以下「補正前既存病床数」という。))及び申請に係る病床数(以下「補正前申請病床数」という。))を乗じて行うものとする。</p> <p>一―六 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第七條の二第四項(法第三十條の十二第一項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十八條並びに第二十一條第一項及び第二項の規定に基づき、病院の開設等の許可の申請があつた場合等における既存の病床数等の補正の基準、専属薬剤師の設置の基準並びに病院等の人員及び施設の基準を定めるものとする。</p> <p>(既存の病床数等の補正の基準)</p> <p>第三条 法第七條の二第四項(法第三十條の十二第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定による補正は、次に掲げる病院及び診療所(以下「国の所管に係る病院等」という。)について行うものとする。</p> <p>一―五 (略)</p> <p>2 法第七條の二第四項の規定による補正は、病床の種類ごとに、次の各号に掲げる国の所管に係る病院等の区分に応じて、当該各号に定める者の数を国の所管に係る病院等の病床の利用者の数から減じた数を、国の所管に係る病院等の病床の利用者の数で除した数(その数が〇・〇五以下であるときは零とする。)(に、本條の規定により補正を行う前の既存の病床数(以下「補正前既存病床数」という。))及び申請に係る病床数(以下「補正前申請病床数」という。))を乗じて行うものとする。</p> <p>一―六 (略)</p>

<p>3 前項に定めるもののほか、法第七条の二第九項の規定による補正は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させて同法による医療を受けさせるものに限る。)については、法第七条の二第九項に規定する当該地域における既存の病床数(以下「既存の病床数」という。)に算定しない。</p> <p>4 第二項及び前項第一号の補正前既存病床数のうち、第二項各号に定める者の数、国の所管に係る病院等の病床の利用者の数及び放射線治療病室の病床の数は、法第七条の二第一項又は第二項の規定による申請の場合については、当該申請があった日前の直近の九月三十日における数とし、法第七条の二第八項の規定による命令又は法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第八項の規定による要請(以下この項において「命令等」という。)の場合については、当該命令等をしようとする日前の直近の九月三十日における数とする。この場合において、当該申請があった日前又は当該命令等をしようとする日前の直近の九月三十日に病院又は診療所の業務が行われていなかったときは、規則で定める方法により推定した数とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>3 前項に定めるもののほか、法第七条の二第九項の規定による補正は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させて同法による医療を受けさせるものに限る。)については、法第七条の二第四項に規定する当該地域における既存の病床数(以下「既存の病床数」という。)に算定しない。</p> <p>4 第二項及び前項第一号の補正前既存病床数のうち、第二項各号に定める者の数、国の所管に係る病院等の病床の利用者の数及び放射線治療病室の病床の数は、法第七条の二第一項又は第二項の規定による申請の場合については、当該申請があった日前の直近の九月三十日における数とし、法第七条の二第三項の規定による命令又は法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請(以下この項において「命令等」という。)の場合については、当該命令等をしようとする日前の直近の九月三十日における数とする。この場合において、当該申請があった日前又は当該命令等をしようとする日前の直近の九月三十日に病院又は診療所の業務が行われていなかったときは、規則で定める方法により推定した数とする。</p> <p>5 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和九年四月一日